


# インドネシア国東ジャワ州 産業振興開発計画 プロジェクト形成調査報告書

平成 18 年 4 月

JICA LIBRARY



1182333 [3]

独立行政法人 国際協力機構  
経済開発部

経済  
JICA  
06-066







インドネシア国東ジャワ州  
産業振興開発計画  
プロジェクト形成調査報告書

平成 18 年 4 月

独立行政法人 国際協力機構  
経済開発部



1182333 [3]

## 目次

地図  
略語

	頁
1. 調査結果 .....	- 1 -
1.1 プロジェクト形成調査の背景 .....	- 1 -
1.2 調査目的 .....	- 1 -
1.3 調査団員構成 .....	- 2 -
1.4 調査日程 .....	- 2 -
1.5 主要面談者 .....	- 3 -
2. 協議結果 .....	- 4 -
2.1 合意議事録署名 .....	- 4 -
2.2 主な協議内容 .....	- 4 -
2.3 想定されるパイロット・プロジェクト(案)について .....	- 6 -
2.4 団長所感 .....	- 11 -
2.5 協議結果(まとめ) .....	- 12 -
3. 調査結果 .....	- 19 -
3.1 調査結果要約 .....	- 19 -
3.2 投資促進 .....	- 23 -
3.3 産業振興 .....	- 44 -
3.4 東ジャワ州の企業 .....	- 61 -
3.5 他ドナー活動 .....	- 64 -

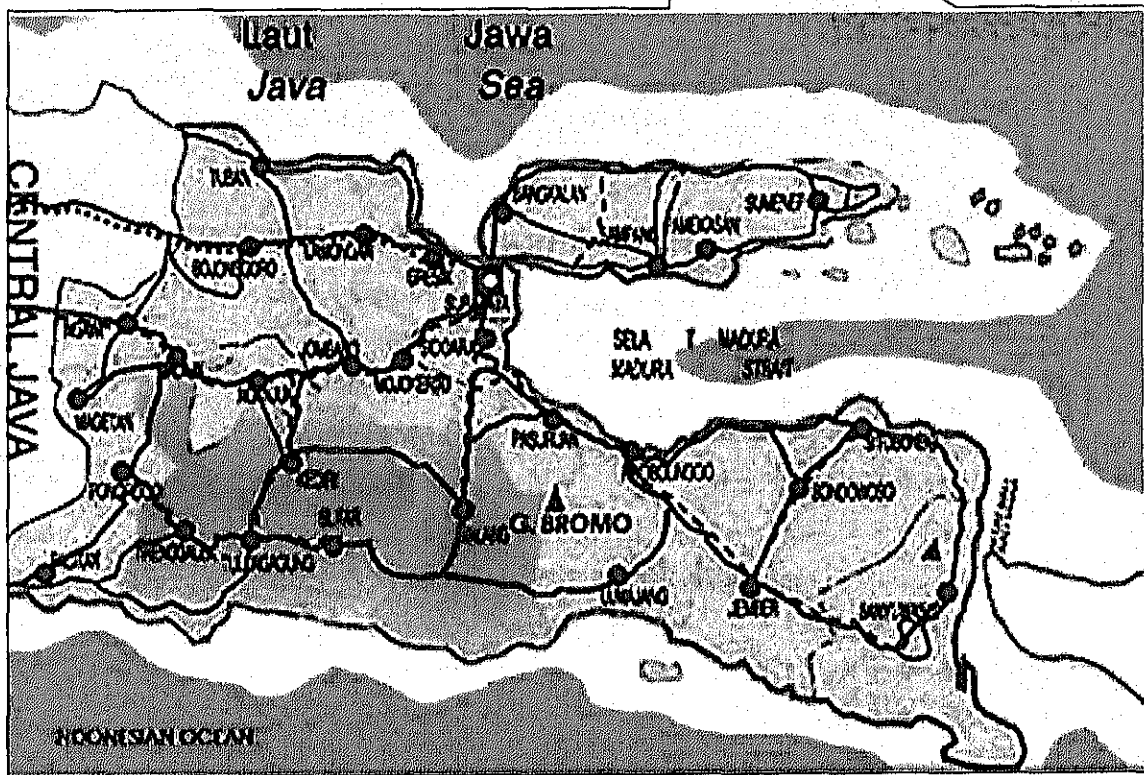
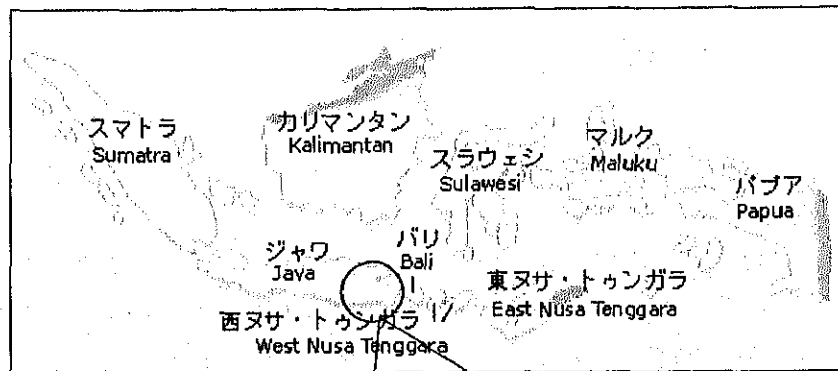
付属資料

1. M/M
2. 東ジャワ州 県・市一覧
3. 東ジャワ州政府組織図(2002年条例#20による)

4. 東ジャワ州投資局組織図
5. 東ジャワ州産業貿易局組織図
6. 東ジャワ州機能別分割図 (SIDRP 案による)
7. NGO PUPUK の活動範囲
8. 小企業フォーラム FORDA の活動範囲



地図





## 略 語

ADB	:	Asian Development Bank	アジア開発銀行
BAPPEDA	:	Provincial and Municipal Development Planning Board	地方経済開発局
BAPPENAS	:	Badan Perencanaan Pembangunan Nasional	インドネシア政府国家開発企画庁
BAPPEPROP	:	Badan Perencanaan Pembangunan Propinsi	東ジャワ州開発計画庁
BKPM	:	Badan Koordinasi Penanaman Modal	インドネシア国投資調整庁
BPM	:		東ジャワ州投資調整庁
C/P	:	Counterparts	カウンターパート
FORDA	:	Forestry Research Development Agency	インドネシア林業省研究開発庁
F/S	:	Feasibility Study	フイージビリティ・スタディ
GDP	:	Gross Domestic Products	国内総生産
IFC	:	International Finance Corporation	国際金融公社
ITS	:	Institut Teknologi Sepuluh Nopember	スラバヤ工科大学
JICA	:	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人 国際協力機構
KIG	:	Gresik Industrial Estate	
KIM	:	Maspion Industrial Estate	
MIGA	:	Multilateral Investment Guarantee Agency	多国間投資保証機関
M/M	:	Minutes of Meeting	ミニッツ
OJT	:	On the Job Training	教育訓練
OSS	:	One Stop Service	ワン・ストップ・サービス
PENSA	:	Program for Eastern Indonesia SME Assistance	
PIER	:	Pasuruan Industrial Estate Rembang	パスルアン工業団地
PLTA	:		水力タービン発電機
PPI	:	Pusat Pemasaran Ikan	中央魚市場
PPN	:		国営漁港
PPP	:	Public Private Partnership	官民パートナーシップ
PPTA	:	Project Preparatory Technical Assistance	
RENSTRADA	:		地域戦略計画
RETPC	:	Regional Export Training and Promotion Center	州輸出訓練促進センター
RPJMD	:	Provincial Medium-Term Development Plan	
RCA	:	Regional Competitive Alliance	
RCC	:	Regional Competitiveness Center	

RPTKA	:		外国人労働者利用計画承認書
SENADA	:	Indonesia Enterprise and Agriculture Developmetn Activity	
SFB	:	Standard Factory Building	レンタル用建屋
SIDRP	:	Strategic Infrastructure and Development Reform Program	
SIER	:	Surabaya Industrial Estate Rungkut	スラバヤ工業団地
SME	:	Small and Medium size Enterpise	中小企業
S/W	:	Scope of Work	スコープオブワーク
TLO	:	Technology Licensing Organization	
TOR	:	Terms of Reference	業務指示書
USAID	:	Agency for International Development	米国国際開発庁

## 1. 調査結果

### 1.1 プロジェクト形成調査の背景

東ジャワ州は、ジャカルタ周辺地域に次ぐ工業開発のポテンシャルを持つ地域にもかかわらず、州政府の産業振興にかかる施策立案・実施能力の不足、ポテンシャルを十分に活かす産業インフラ整備の不足及び整備計画策定の不備等により内外企業の進出や域内産業の育成が阻害されており、地域の持つ産業発展の潜在能力が十分に活かされていない。持続性ある域内経済の発展のためには、製造・流通分野における新規成長産業の投資誘致と既存産業の再生・活性化が必要であり、地方分権化の動向にも配慮しつつ、こうした観点からの州産業開発計画の策定及び州政府職員のキャパシティ・ビルディングを通じた、産業振興及び貿易投資促進への寄与が求められている。

こうした背景のもと、同州における基礎情報収集及び本件開発調査の TOR 作成を目的として、JICA 事務所による現地コンサルタント委託調査「東ジャワ州産業開発・基礎情報収集調査」を実施し、その結果を踏まえて本件開発調査の正式要請書が提出された。

同要請においては、①東ジャワ州の産業成長阻害要因の分析を行い、②新規成長産業の投資誘致・起業促進及び既存産業の再構築のための環境整備（パイロットプロジェクトの選定・実施含む）につき検討し、③州内複数県にわたる広域エリア別産業振興計画の策定することなどが求められている。

本プロジェクト調査においては、同州の産業振興及び投資促進環境の現況等を確認し、パイロット・プロジェクトの選定を含む案件の妥当性、先方の実施体制等を見極めた上で、具体的協力内容について先方と協議を実施した。

### 1.2 調査目的

- 1) 東ジャワ州の投資促進環境及び産業振興の現況を確認し、新規成長産業の投資誘致・起業促進及び既存産業の再構築のための環境整備（パイロット・プロジェクトの選定・実施を含む）の観点から、要請案件の妥当性（先方実施体制の状況を含む）を検証の上、具体的協力内容につき先方と協議し、S/W（案）を含む合意事項を MM にて確認し署名交換する。
- 2) 本件採択後想定される事前評価調査の内容（我が国が援助することの必要性・妥当性、成果の目標、今後の評価計画、外部要因リスク等）及び業務指示書作成についての情報も収集し、素案を作成する。

### 1.3 調査団員構成

団長/総括	山本俊作	JICA アジア第一部調査役
調査企画	福森大介	JICA 経済開発部中小企業チーム
投資促進	福田絹代	パデコ
産業振興	平山良夫	テクノソフト

### 1.4 調査日程

平成 18 年 2 月 19 日 (日) ~ 3 月 11 日 (土)

調査日程は以下の通り。

日時	団長/総括及び調査企画	投資促進	産業振興
2月 18日 土			
19日 日		11:15 成田発→17:05 ジャカルタ	11:15 成田発→17:05 ジャカルタ
20日 月		10:00 JICA事務所 11:00 BKPM 14:00 ローカルコンサルタント GESS 16:00 JETRO	10:00 JICA事務所 11:00 ジャカルタ商工会議所 14:00 ローカルコンサルタント GESS 16:00 JETRO
21日 火		8:00 ジャカルター→9:20 スラバヤ 10:30 東ジャワ政府 Bappeprop 16:00 東ジャワ Japan Club	8:00 ジャカルター→9:20 スラバヤ 10:30 東ジャワ政府 Bappeprop 16:00 東ジャワ Japan Club
22日 水		9:00 東ジャワ州工業貿易局 11:30 スラバヤ商工会議所 14:00 非-加盟国/非-Java Pos Institut of Pro-Utonomy	9:00 東ジャワ州工業貿易局 11:30 スラバヤ商工会議所 14:00 非-加盟国/非-Java Pos Institut of Pro-Utonomy
23日 木		9:00 東ジャワ投資局 14:00 RETPC (EJ貿易指導促進センター) 14:00 FORDA (中小企業地域フォーラム)	10:00 NGO PUPUK 14:00 RETPC (EJ貿易指導促進センター) 14:00 FORDA (中小企業地域フォーラム)
24日 金			
25日 土			
26日 日			
27日 月		10:00 Bappeprop 14:00 東ジャワ観光局	10:00 Bappeprop 14:00 東ジャワ観光局
28日 火	11:15 成田発 17:05 ジャカルタ着	10:00 SIER (スラバヤ工業団地) (~15:00)	10:00 SIER (スラバヤ工業団地) (~15:00)
3月 1日 水	8:30 JICA事務所打ち合わせ 14:00 ジャカルター→15:20 スラバヤ	資料整理	9:00 PIER (パタラ工業団地) 11:00 小規模家具工場 13:00 小規模家具工場
2日 木	9:00 東ジャワ政府 Bappeprop 協議 (~15:30)	9:00 東ジャワ政府 Bappeprop 協議 14:00 東ジャワ州商工会議所	9:00 東ジャワ政府 Bappeprop 協議 14:00 東ジャワ州商工会議所
3日 金	9:00 RETCP 13:30 在スラバヤ領事館	9:30 Atak社 (自動車部品工場) 12:30 金型・工具製造会社見学 14:00 Jayantara社 (日系通関業:三菱倉庫)	9:30 Atak社 (自動車部品工場) 12:30 金型・工具製造会社見学 14:00 Jayantara社 (日系通関業:三菱倉庫)
4日 土			
5日 日			
6日 月	9:00 東ジャワ政府 Bappeprop 協議 (~15:00)	10:00 シドアルジョネ One Stop Service 事務所 13:00 マーメード・テクスタイル社	10:00 テンベ製造業組合および製造会社 12:00 観光プランテーション (パトゥ市) 14:00 職業高校 (MNT/MTI) および家具・インテリア会社訪問 (マラン市)
7日 火	10:00 東ジャワ政府 Bappeprop 協議 (~15:00)	10:00 Hisamitsu 15:00 スラバヤ→16:15 ジャカルタ	10:00 シドアルジョネ 金属産業トレーニングセンター 14:00 クラシック・カーベット社訪問 (シドアルジョネ)
8日 水	9:00 ミニッツ署名式 12:00 スラバヤ→13:20 ジャカルタ	10:30 ジャカルタジャババンク 14:00 IFC 16:00 ADB	10:00 ラモンガン各種産業およびクラフト産業トレーニングセンター 15:00 スラバヤ→ジャカルタ
9日 木	8:30 BAPPENAS 10:00 大使館報告 11:30 JICA事務所報告 19:20 ジャカルタ発	10:00 大使館報告 11:30 JICA事務所報告	10:00 大使館報告 11:30 JICA事務所報告
10日 金	7:05 成田発	10:00 BKPM 11:00 Asia Foundation 19:20 ジャカルタ発	9:00 USAID ジャカルタ事務所 10:15 インドネシア工業団地アソシエーション 12:00 パサラヤ・デパート 19:20 ジャカルタ発
11日 土		7:05 成田発	7:05 成田発
12日 日			

## 1.5 主要面談者

### 東ジャワ州開発庁

Mr. Ir. Hadi Prasetyo, Head of Bappeprop

Mr. Ir. Budi Setiawan, Chair Economic Division

Mr. Ir. Drajat Irawan, Chair Industry and Tourism Subdivision

Mr. Soeradi ST., Staff Provincial Office of Industry and Trade

### 東ジャワ州コンサルタント

Dr. Candra Fajri Ananda, Brawijaya 大学教授

Mr. Vica Aripriadi, SIDRP Consultant

Mr. Agus MS, Director RESI

### 在インドネシア日本大使館

岸本参事官

### 在スラバヤ日本国総領事館

東本領事

### JICA インドネシア事務所

加藤所長

立松職員

本間企画調査員

杉村企画調査員

## 2. 協議結果

### 2.1 合意議事録署名

- 3月2日、6日、7日にわたり東ジャワ州開発庁（BAPPEPROP）と協議を行い、3月8日には、先方の Hadi Prasetyo 長官と山本団長が S/W（案）を添付したミニッツに署名・交換をした。
- Undertaking of Indonesia（特に(i)(iii)(iv)(v)）について、東ジャワ政府では担保できないのでインドネシア政府国家開発企画庁（BAPPENAS）から副署を取り付ける予定であったが、前日になり署名式に参加せず副署しない方針であることが明らかになった。BAPPENAS と電話で協議の上、再度 BAPPENAS に副署を求めたが、通常他のライン省庁と JICA のミニッツでも BAPPENAS は署名をしないことを理由に、副署を得ることは出来なかった。ただし、BAPPENAS と協議の結果、ミニッツ上に「双方の合意内容はさらなる上位機関の承認を条件とする」という文言をいれて、S/W 協議時までにどのような方法で Undertaking を担保するか整理することとした。
- なお、要請書は東ジャワ州政府からライン省庁を通さず、2 国間援助の窓口である BAPPENAS に提出されており、要請書提出時点は先方も案件実施に向け積極的であったとのこと（事務所での聴き取りによる）。

### 2.2 主な協議内容

#### (1) 調査の目的

調査の目的は、新規成長産業の投資誘致・起業促進及び既存産業の再構築のための環境整備の道筋を示したマスタープランの作成にあることを確認の上、ミニッツに記載した。また、調査の狙いとして (aims) として、(i)本開発計画が東ジャワ州中期開発計画に活用されること、(ii)産業競争力強化のための産業戦略を設定する、(iii)地域間の発展の不均衡を是正する、(iv)有望産業の発掘を行うことを確認し、ミニッツに記載した。

#### (2) 地域別開発計画の策定

東ジャワ州では地域間格差が主要な開発課題となっていることを鑑み、業種別の振興計画ではなく、エリア別の振興計画に焦点を当てることを当方より提案した。先方も比較的発展しているスラバヤ近郊だけではなく、（貧しい）島嶼部や南部の引き上げが重要だという認識を持っており（特に島嶼部を考えるとある種 sentimental な感情を引き起こすというコメントがあった）、当方提案に合意した。



### (3) 地域分けの方法

(2)を受け、先方より経済的結びつき（クラスターの散らばり状況）の観点から、東ジャワ州を北部、南部、中部及び島嶼部の4地域に分ける案が提案され、合意の上、ミニッツに記載し、地図を添付した。

### (4) S/W (案)

以下のS/W(案)に基づき本格調査を実施することを先方に提案し、了承を得、ミニッツに記載した。

#### フェイズ1: ベースライン調査

- 1) 産業セクターの展開とその背景のレビュー（①インドネシアの経済状況に係る既存データの情報収集分析、②経済政策、産業政策、関連法規、規定、プログラムについての情報収集・分析、③産業振興分野にかかるドナーの活動の情報収集・分析）
- 2) 地域別産業実態調査
- 3) 開発フレームワークとシナリオの仮形成
- 4) 同フレームワーク/シナリオにおけるパイロット・プロジェクトの形成

#### フェイズ2: パイロット・プロジェクトの実施

- 1) パイロット・プロジェクト実施
- 2) パイロット・プロジェクトの評価

#### フェイズ3: 同パイロットプロジェクトの評価を踏まえた東ジャワ産業発展に向けたマスタープランの作成

- 1) 開発フレームワークとシナリオの完成
- 2) 広域エリア別産業振興計画の作成
- 3) 包括的産業振興開発計画の作成
- 4) 短期アクションプランの作成

### (5) パイロット・プロジェクト

パイロット・プロジェクトは、フェーズ1で形成し、フェーズ2で実施する枠組みとした。

候補地については、多くの産業クラスターは一箇所に固まっているのではなく、広範な地域に分散（scatter）しているとのことであつたので、特定の候補地を決めるのではなく各エリアにおける有望クラスター（産業）を暫定的に決め、ミニッツに記載した。これにより、より効率的にフェーズ1でパイロット・プロジェクトの形成を図られることが期待される。また、活動（案）についても別添に添付した。

(6) 実施体制

エリア別の開発計画を作成するという目的に沿って、ステアリングコミティー、ワーキング・グループとも州政府の BAPPEPROP だけではなく、ジャワ州内の県の代表を加えることとし、ミニッツに記載した。特に、パイロット・プロジェクト実施に当たり、各県の開発計画委員会 (BAPPEDA) も working group に加えることとし、責任者をフェーズ1の前までに任命することをミニッツにて確認した。また、この開発調査のために、東ジャワ政府も4名のローカルコンサルタントの備上を予定。

(7) 便宜供与

BAPPEPROP 内にオフィススペースを確保することを確認した。また、パイロット・プロジェクトは地方で行うため、エリア毎に調査団のオフィススペースを確保することを先方に依頼し、ミニッツで確認した。

(8) 本邦研修

先方より本邦研修の要望があり、本部に伝える旨をミニッツに記載した。

2.3 想定されるパイロット・プロジェクト(案)について

(1) 候補地、クラスター (案)

東ジャワ州を表 2-1 のように4つの地域に分割し、各地域に即したパイロット・プロジェクトをそれぞれの地域で実施することとする。

表 2-1 東ジャワ州-4 地域

北部	県	Jombang, Gresik, Lamongan, Tuban, Bojonegoro
中部	県	Ngawi, Ponorogo, Magetan, Madiun, Kediri Nganjuk, Mojokerto, Sidoarjo, Surabaya, Pasuruan, Probolinggo, Bondowoso, Situbondo
	市	Madiun, Kediri, Mojokerto, Pasuruan, Probolinggo
南部	県	Pacitan, Trenggalek, Tulungagung, Blitar, Malang, Lumajang, Jember, Banyuwangi
	市	Blitar, Malang, Batu
島	県	Bangkalan, Pamekasan, Sampang, Sumenep

エリア毎の産業クラスター（案）は以下の通りであり、番号は優先順位を示す。尚、BAPPEPROP との協議により有望産業は今後変わる場合もある。

- 北部： ①石油化学、 ②履物
- 南部： ①食品加工、 ②宝石
- 中部： ①自動車部品、 ②電子機器・装置
- 島嶼部： ①バティック、 ②塩

さらに、候補地については、多くの産業クラスターは一箇所に固まっているのではなく、広範な地域に分散しているとのことであったので、効率的なパイロット・プロジェクトの形成が図られるために、特定の候補地を決めるのではなく各地域における代表的なエリア（県・市）と有望クラスター（産業）を表 2-2 と図 2-1 のように暫定的に決めた。

表 2-2 地域別有望産業クラスター（案）

地域	県・市	産業
北部	Gresik、Lamongan、Tuban、Bojonegoro	石油化学
	Jombang	履物
中部	Sidoarjo、Pasuruan	自動車部品
	Surabaya 市	電子機器・装置
南部	Pacitan、Trenggalek、Tulungagung、Blitar、Malang、Lumajang、Jember、Banyuwangi、Blitar 市、Malang 市	食品加工
	Lumajang、Pacitan	宝石
島	Bangkalan、Pamekasan、Sampang、Sumenep	塩、バティック

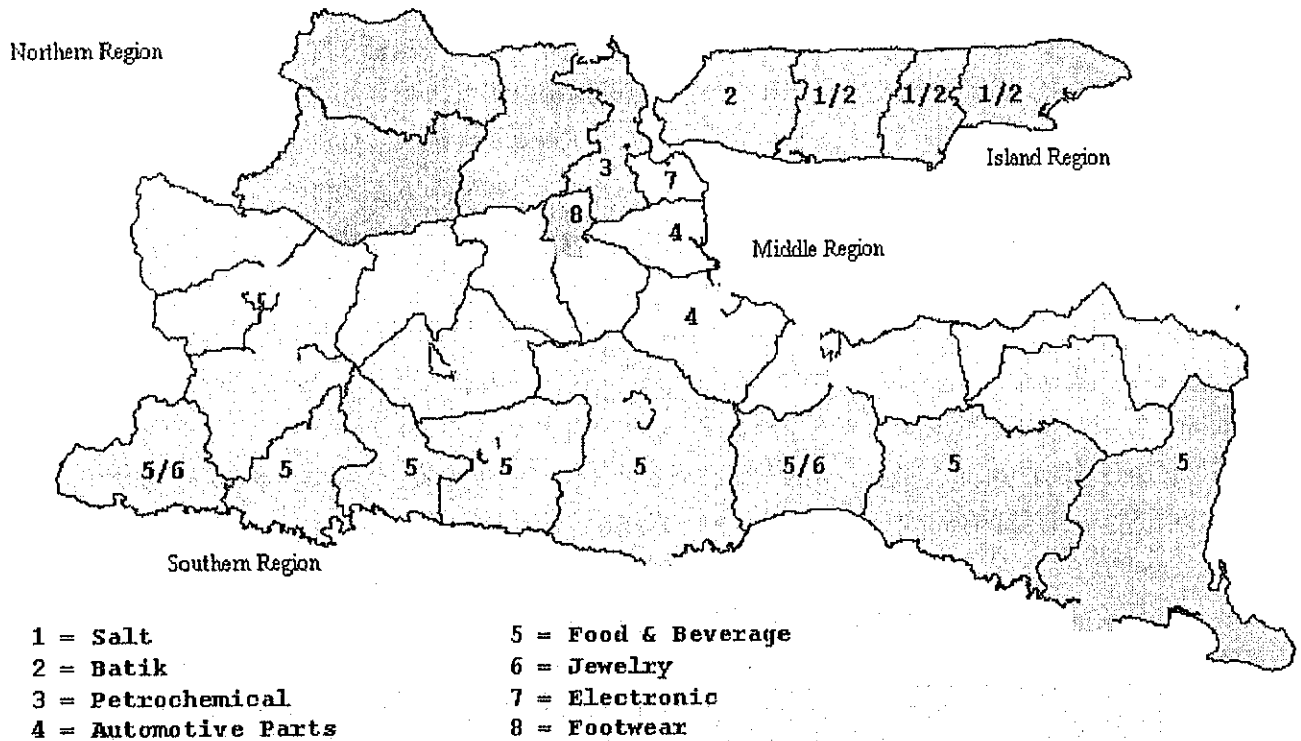


図 2-1 東ジャワ州地域別有望産業クラスター(案)

尚、4 地域<sup>1</sup>の産業の特徴は以下の通りである。

#### 北部地域

北部地域は大スラバヤ地域の北半分<sup>2</sup>に該当し、グレシクには臨海型の大規模工場が存在する。この地区の石油化学工場は同業企業の数が少なく産業グループとして牽引してゆくことは期待できないが、規模が大きく、多くのサポートする中小企業が周辺に存在する。

また、この地域に有るモジョケルト市は、大きく落ち込んでいる履物産業の中心地である。履物産業の影響力の大きさは広く認めるところであるが、他国の追い上げにより、競争力を失っている。

#### 中部地域

中部地域は大スラバヤ地域の南半分と、西から東までの幅広い地域を含んでいる。この中で東部・西部は農業・プランテーションを主要産業としている。中小企業の振興対象としては、大スラバヤ南部が重要なエリアとなる。主要な工業団地もこのエリアに有り、将来が期待できる産業セクターである機械産業・電気電子産業も存在する。その他この地域には、木製家具の産業セクターも存在する。

## 南部地域

東ジャワ南部の海に沿ったこの地域は、水産業・農業が盛んで有り、それを原料とした食品工業が分布している。現状では物流の問題を抱えているが、今後のインフラの整備による発展が期待されている。また、宝石や貴金属が産出することから、宝飾関係の企業やビレッジがある。宝飾関係は、スラバヤで宝飾展示会が開催されるなど、東ジャワでは、重要な産業セクターとなっている。

## 島嶼地域

この地域の産業セクターはタバコ・食品・飲料などの農業を基盤とした産業クラスターが多く、その立地から水産業・製塩が盛んである。また、パティックの名産地としても有名である。

### (2) 活動内容 (案)

各4地域において主として以下の3つの活動(案)を実施することとする。

活動1: 企業研修(ビジネスプランニング、生産管理、環境配慮等)

活動2: 公的機関に対する研修(産業政策プランニング等)

活動3: アドバイザリー・サービス(企業診断等)

パイロット・プロジェクトや関連セミナーの実施の中では、東ジャワ州政府のキャパシティ・ビルディングが実施されることが望まれる。

州内の南北格差についても、パイロット・プロジェクトを地域別かつ各地域内でのポテンシャルのある産業クラスターをセットとして選んでいることから、それぞれの地域の特色を生かしたパイロット・プロジェクトの実施が望まれる。

各活動の具体的な内容(案)は以下の通りである。

#### **活動1: 企業を対象とした研修と技術移転**

方法	: 研修、見学会
対象グループ	: 民間企業、起業候補者
テーマ	: 事業の開発と改善
期待される成果	: 新規事業の開発、既存事業の改善に向けた能力改善
必要とされる人材等	: 事業開発と管理の専門家、トレーナー、研修資料
主な内容	- ビジネス・プランニング、生産システム改善、新技術、産業のベスト・プラクティス、商品とプロセスの標準化、環境管理(廃棄物管理)における一連の研修を実施する。

- 小規模企業経営者が大企業から新知識や実的なノウハウを習得できるようなOJTのトレーニングや見学会を実施する。

### 活動2: 公的機関に対する研修と技術移転

- 方法 : 研修
- 対象グループ : 地方(県・市)、州、中央政府レベルの役人
- テーマ : 産業開発計画、投資・ビジネス環境
- 期待される成果 : 持続的な産業開発の計画、投資促進環境の整備に関する役人の能力改善
- 必要とされる人材等 : 産業計画と管理の専門家、トレーナー、研修資料、出張の便宜
- 主な内容
- 産業計画、産業管理のベスト・プラクティス、投資規制、地方分権化、官民パートナーシップ(PPP)に関する一連の研修を各地で実施する。
  - 産業開発の計画・管理におけるベスト・プラクティス、投資とビジネス環境改善を学習するために役人を対象とした海外研修を実施する。

### 活動3: 技術指導

- 方法 : コンサルティング、アドバイザーサービス
- 対象グループ : 民間企業、起業候補者、地方(県・市)、州レベルの役人
- テーマ : 各種資源と市場へのアクセス
- 成果物 : 改善システムや手続き、マニュアル、情報システム等に関するドキュメントおよび提出物
- 必要とされる人材 : 関連分野のコンサルタント、アドバイザー、専門家、サポート・スタッフ
- 主な内容
- 有望産業の存在する地域のリストを作成する。
  - 小企業と大企業間の戦略的連携のためのモデルの準備と試行
  - 物理的環境改善の必要性を見出し、次段階のための提案とアクションプランを提供する。
  - 成長起業向けにビジネス・プランを作成し、資金調達活動に資する。
  - 既存の産業や今後伸びが期待される産業が国内および海外市場との繋がりを深めるための情報システムを構築する。

## 2.4 団長所感

### (1) 東ジャワ州の概況

東ジャワ州は、人口 3,500 万人、GDP 約 9,700 億円、輸出実績約 6,900 億円の規模。日系企業も 100 社以上 (109 社) 存在し、最近ホンダやヤマハが東ジャワ州への工場設立にコミットしている。東ジャワ州から、域外への出荷は、主に家庭用品、衣類、食品、自動車スペアパーツ部品、木材、家具 (籐製品) であり、昨年 1 月～10 月の輸出実績では、木材、紙、パルプ、銅・錫製品、食品 (以上で輸出の約 40% を占める) であり、これらは日、米、マレーシア、オーストラリア、タイ等へ輸出されている。

東ジャワ州政府では「中期開発計画」を作成中で、投資環境の改善、貿易促進、観光開発についての政策を打ち出している。

一方、中央政府レベルでは、通貨危機後、国内資源を有効利用して、加工業を中心とした中小企業の振興により製品輸出を促進することを目指している。また、2001 年に開始された地方分権化の流れの中で、県や市に対しても、投資手続き等の許認可権限が与えられた。しかしながら、2004 年にはこれらの権限が中央政府レベルに戻されるなど (州政府の立場から言えば、州政府に対して県・市レベルの権限の調整機能が与えられたとの解釈) 混乱が見られる。

### (2) 東ジャワ州開発計画庁 (BAPPEPROP) 及び関係機関の役割

今回カウンターパートに予定されている BAPPEPROP は州政府の 1 機関であり、州全体の開発計画を作成しているが、計画の実行にあたっては、他の関係機関の協力が必要であることから、州政府及び関係機関の連携が望まれる。

また、今回の協議においても、当州の産業振興、地域振興に対する意欲は感じられるものの、ローカルコンサルタントや大学教授も参加していたことから、先方からの説明は彼らに頼るところが多く、BAPPEPROP 自身もそのキャパシティ・ビルディングの不足を認識しているように思えた。

投資環境については、例えば、会社設立の手続きに約 150 日要するものを 30 日に短縮する等の改善を図る One Stop Service 制度が中央政府レベルで、本年 8 月までに導入されるように決定されており、当州はそのモデル州となり、州内のシドアルジョ県では既に導入されたとも聞いているが、この制度を州内でどのように展開していくか、という方向性等については、どの組織がイニシアチブをとるのかも含め不透明である。

州の産業振興政策については、州の工業貿易省では、10 の産業クラスター設立計画があり、このうち宝石や最近に至り発掘された石油 (ボジョネグロ県) に注目が集まっているが、従来の家具産業、食品産業の再活性化を重視する意見もあり、関係機関間の意思疎通・連携をうまく機能させる開発計画の策定が望まれる。

貿易振興については、今回調査で JICA の支援による州の輸出訓練促進センター (RETPC) の役割については、ヒアリングの中で州内の輸出業者はほとんどが商社 (トレーダー) に

輸出手続きを依存し、自ら実施しているのは5%程度に過ぎないこと、このため輸出手続きや輸出のマーケティングのためのトレーニング要望が多いこと等同等センターの役割につき、その評価を再確認できた。今後のパイロット・プロジェクトでの協力機関の一つになると思われる。

(3) (本格調査に向けての) 留意点

- ① 東ジャワ州の開発計画(貿易・投資促進を含む)にあたっては、州政府のイニシアチブのみならず、州内の県や市レベルの関与も必要である。このことから、ワーキング・グループには既存の組織を含む広範なメンバーの参加が予定されており、包括的な調整が望まれる。
- ② 州内の南北格差についても、先方の案が示すようにパイロット・プロジェクトを地域別とその中でポテンシャルのある産業クラスターをセットとして選んでいることから、それぞれの地域の特色を生かしたパイロット・プロジェクトの実施が望まれる。
- ③ また、パイロット・プロジェクト実施や関連セミナーの実施の中で、東ジャワ州政府のキャパシティ・ビルディングが実施されることが望まれる。
- ④ 東ジャワ州政府としても、セミナー等実施の中で州レベルの「官民合同フォーラム」の実施を希望している。

2.5 協議結果(まとめ)

次頁以降に記載。



調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
------	---------------------	------	---------

I プロジェクト形成調査の実施			
1. 調査の背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2004年8月「東ジャワ州産業開発・基礎情報収集調査」(JICAインドネシア事務所)完成(以下、「基礎調査」)</li> <li>● 2004年9月要請書接受</li> <li>● 2005年3月「東ジャワ産業セクターにおける経済再生と投資調査」(JICAインドネシア事務所)完成(以下、「経済再生調査」)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案件は未採択案件であるところ、採択の可否について帰国後の帰国報告会及び案件採択会議が必要な旨説明する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について先方に説明の上、了解を得た。</li> <li>● なお、要請書は、東ジャワ州政府からライン省庁を通さず直接2国間援助の窓口であるBAPPENASに提出されている。</li> </ul>
2. 調査の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東ジャワ州の投資促進環境及び産業振興の現況を確認し、新規成長産業の投資誘致・起業促進及び既存産業の再構築のための環境整備(パイロット・プロジェクトの選定・実施を含む)の観点から、要請案件の妥当性(先方実施体制の状況を含む)を検証の上、具体的協力内容につき先方と協議し、S/W(案)を含む合意事項をM/Mにて確認し署名交換する。</li> <li>● 本件採択後想定される事前評価調査の内容(我が国が援助することの必要性・妥当性、成果の目標、今後の評価計画、外部要因リスク等)及び業務指示書作成についての情報も収集し、素案を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について先方と協議をし、3月8日にM/Mを署名交換した。</li> </ul>
3. 関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所管官庁：東ジャワ政府</li> <li>● 実施機関：Development Planning Board of East Java Province</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について確認する。</li> <li>● ミニッツは東ジャワ政府と署名し、インドネシア政府国家開発庁(BAPPENAS)の副署を取り付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東ジャワ政府とミニッツを署名した。BAPPENASに副署を求めたが、通常他の省庁とJICAのミニッツでもBAPPENASは署名をしないことを理由に、副署を得ることは出来なかった。ただ</li> </ul>

調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
			し、BAPPENAS と協議の上、ミニッツ上に「双方の合意内容はさらなる上位機関の承認を条件とする」という文言をいれて、S/W 協議時まで承認を得ることとした。
II 想定されるプロジェクト(本格調査)の概要			
1. プロジェクト名	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Master Plan of Industrial Development of East Java Province (和名:東ジャワ産業振興開発計画)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について確認し、ミニッツに記載した。</li> </ul>
2. 調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要請書では以下の目的が記載されている。</li> <li>① 東ジャワ産業振興開発計画が、RENSTRADA (地域戦略計画) の実行計画として活用される。</li> <li>② 産業競争力の強化のための産業戦略を設定する。</li> <li>③ 地域間の産業の不均衡を是正する。</li> <li>④ 有望産業の発掘を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査の目的は、新規成長産業の投資誘致・起業促進及び既存産業の再構築のための環境整備の道筋を示したマスタープランの作成にあることを確認の上、ミニッツに記載する。</li> <li>● 左記の要請項目については、調査の狙い(aims)として確認し、ミニッツに記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について確認し、ミニッツに記載した。</li> <li>● ただし、①については RENTRADA は既に作成されたということで、現在策定中の RPJMD (Provincial Medium-Term Development Plan) に活用すると変更した。</li> </ul>
3. S/W (案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要請では以下のように記載されている。</li> <li>① 木工業</li> <li>② 繊維産業</li> <li>③ 金属工業</li> <li>④ 食品加工業</li> <li>⑤ 輸送用機械、機械産業、電子機器、部品産業 (自動車、バイク、機械)</li> <li>⑥ 投資誘致と貿易政策を通じた、投資を促すビジネス環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要請及び先行調査 (「基礎調査」「経済再生調査」) を元にした調査内容 (案) をベースに先方と協議し、合意形成する。</li> <li>● なお、東ジャワ州では地域間格差が主要な開発課題となっていることを鑑み、業種別の振興計画ではなく、エリア別の振興計画に焦点を当てることを提案し、先方の協議を踏まえて合意形成する。</li> </ul> <p><u>フェーズ1:ベースライン調査</u></p> <p>1) 産業セクターの展開とその背景のレビュー (①インドネシアの経済状況に係る既存データの情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記の内容について合意形成に至り、ミニッツに記載した。</li> </ul>

調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
		<p>分析、②経済政策、産業政策、関連法規、規定、プログラムについての情報収集・分析、③産業振興分野にかかるドナーの活動の情報収集・分析)</p> <p>2) 地域別産業実態調査</p> <p>3) 開発フレームワークとシナリオの仮形成</p> <p>4) 同フレームワーク/シナリオにおけるパイロット・プロジェクトの形成</p> <p><u>フェイズ2:パイロット・プロジェクトの実施</u></p> <p>1) パイロット・プロジェクト実施</p> <p>2) パイロット・プロジェクトの評価</p> <p><u>フェイズ3:同パイロットプロジェクトの評価を踏まえた東ジャワ産業発展に向けたマスタープランの作成</u></p> <p>1) 開発フレームワークとシナリオの完成</p> <p>2) 広域エリア別産業振興計画の作成</p> <p>3) 包括的産業振興開発計画の作成</p> <p>4) 短期アクションプランの作成</p>	
4. 対象地域	● 東ジャワ州全域	<p>● 左記について確認する。</p> <p>● エリア別産業振興計画の作成のための下記広域エリア(案)を先方に提案し、先方の要望を聴取の上、ミニッツに記載する。</p> <p>広域エリア(案)</p> <p>Territory I (middle upland)</p> <p>Territory II (northern lowland)</p> <p>Territory III (southern lime mountain)</p> <p>Territory IV (archipelago)</p>	● 先方の要望を徴収の上、東ジャワ州を北部、南部、中部及び島嶼部の4地域に分け調査をすることで合意に達し、ミニッツに記載し、地図を添付した

調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
------	---------------------	------	---------

5. 調査対象業種	<p>要請では以下の業種の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木工業</li> <li>● 繊維産業</li> <li>● 金属工業</li> <li>● 食品加工業</li> <li>● 輸送用機械、機械産業、電子機器、部品産業(自動車、バイク、機械)</li> </ul>	<p>territory)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本開発調査は、業種別の振興計画ではなく、エリア別の振興計画に焦点を当てることを先方に説明し、了承を得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 左記について説明し、了承を得た。</li> <li>● マスタープランではエリア別の振興計画を作成するが、パイロット・プロジェクトの実施に当たり、対象の産業(クラスター)をミニッツに記載した。</li> </ul>
6. パイロット・プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 産業クラスター育成及び投資誘致のためのパイロット・プロジェクトが要請されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パイロット・プロジェクトの候補地等について先方の要望を確認し、可能であればミニッツに記載する。必要に応じて、当方から案を例示(展示会の開催、起業家向け研修、企業診断・巡回指導等)し、先方の要望を確認する。</li> <li>● フェーズ1で具体化し、フェーズ2で実施・検証を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先方と協議したところ、産業クラスターは広範な地域に分散しているとのことであり、特定の候補地を決めるのではなく各エリアにおける有望産業(クラスター)を決めることで、より効果的にフェーズ1が実施可能と考えられる。そこで、エリア毎に対象の産業(クラスター)の第一候補、第二候補をミニッツに記載した。また、活動(案)についても別添とした。</li> <li>● パイロット・プロジェクトのエリア別対象産業(暫定) <ul style="list-style-type: none"> <li>北部 ①石油化学 ②履物</li> <li>南部 ①食品加工 ②宝石</li> <li>中部 ①自動車部品 ②電子機器・装置</li> <li>島嶼部①パティック ②塩</li> </ul> </li> <li>● 活動(暫定案) <ul style="list-style-type: none"> <li>活動1: 企業研修(ビジネスプランニング、生産管理、環境等)</li> </ul> </li> </ul>

調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
			活動2：公的機関に対する研修（産業政策のプランニング等） 活動3：アドバイザー・サービス（企業診断等）
7. 開始時期	● 2004年12月開始（要請）	● 本案件は未採択案件であるところ、採択の可否について帰国後の帰国報告会及び案件採択会議が必要な旨説明する。	● 左記について説明し、了承を得た。
8. 調査日程	● 1年の要請である。	● パイロット・プロジェクトを実施することを想定し、1年6ヶ月の調査とすることを先方に提案し、ミニッツにて確認する。	● 左記について先方に提案し、了承を得た。
9. 報告書	● 特に記載はない	● 英語とインドネシア語にて作成することを確認し、ミニッツに記載する。 ● 部数については、下記を想定するが、先方との協議の上、必要部数について確認し、ミニッツに記載する。 1. Inception Report (20 copies) 2. Progress Report (20 copies) 3. Interim Report (20 copies) 4. Draft Final Report and Summary (20 copies) 5. Final Report and Summary (30 copies)	● Final Report については、各県に配布するために、40部とした。
10. 実施体制		● C/Pの配置について確認する。 ● Steering Committee 及び Working Group の役割及びメンバーについて確認する。	● エリア別の開発計画を作成するという目的に沿って、ステアリングコミティー、ワーキンググループとも州政府の BAPPENAS だけではなく、ジャワ州内の県の代表を加えることを提案し、ミニッツに記載した。 ● 特に、パイロット・プロジェクト実施に当たり、各県の開発計画

調査項目	過去の調査結果、 現状および課題	対処方針	調査・協議結果
			<p>委員会（BAPPEDA）も working group に加えることとし、責任者をフェーズ1の前までに任命することをミニッツにて確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● また、この開発調査のために、東ジャワ政府も4名のローカルコンサルタントの備上を予定。</li> </ul>
11. 便宜供与			<ul style="list-style-type: none"> <li>● BAPPEPROP内にオフィススペースを確保することを確認した。また、パイロット・プロジェクトは地方で行うため、各エリア毎に調査団のオフィススペースを確保することを先方に依頼し、ミニッツで確認した。</li> </ul>
12. 本邦研修			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 先方より本邦研修の要望があり、本部に伝える旨をミニッツに記載した。</li> </ul>

### 3. 調査結果

#### 3.1 調査結果要約

以下、投資促進と産業振興に関するそれぞれの調査結果をまとめた。

##### (1) 投資促進

###### 1) 投資現状

東ジャワ州における投資は通貨危機以前をピークとして落ち込んでおり、とりわけ外国投資の落ち込みは顕著である。2005年の外国投資額は1995年の僅か3% (US\$335MN) であった (USドルのインフレ未調整ベース)。2005年のインドネシア全体の外国投資額は1995年のピーク時の3分の1程度 (USドルのインフレ未調整) であることを考えると、全国平均と比べても東ジャワ州への外国投資の回復が大幅に遅れていることがわかる。東ジャワ州に於いては、日本は1967-2004年は英国、香港に次いで第3位の投資国であったが、2005年は12位まで順位を下げ、日本からインドネシアへの投資総額のうち東ジャワ州に投資されたのは僅か0.3%であった。(シンガポール65%、英国19%) 1995年の外国投資額は国内投資額の約4倍だったが、2005年には国内投資額を下回り、平均投資額は国内投資の4分の1にまで縮小し、インドネシア人の雇用数においても国内投資を下回っている。

また、2005年の東ジャワ州の国内投資額は1996年の7% (US\$390MN、USドルのインフレ未調整ベース) であったが、そのインドネシア国全体の国内投資額に占めるシェアは回復基準にある。

地域的には、外国投資、国内投資共に北部、中部へ投資が集中している。2005年にはSurabaya (中)、Gresik (北)、Pasuruan (中)、Sidoarjo (中) の3県1市だけで外国投資全体の92.2%、国内投資の92.6%を占めた。島への投資は無いに等しく、南部への投資も極僅かである。

セクター別投資内訳としては、国内投資は主たる投資先が製造業からサービス産業にシフトしている。国内投資は1967-2004年の累計で78% (主として化学、鉄、紙パ、食品) が製造業、20%がサービスだったが、2005年にはその割合は22%、78% (39.4%はホテル、レストラン) と逆転した。また、外国投資では依然として製造業に対する投資が70%以上を占めるが、以前は主たる投資先は化学産業だけであったが、2005年には化学産業と食品産業の2産業となった。全般的には以前より投資の割合が減少したのが、食品以外の製造業 (鉄関係、化学、紙パ、木材) で、以前より割合が増加したのはホテル、レストラン、食品産業である。

## 2) 投資関連法規、投資関連機関

外国投資法も内国投資法も制定されてから 40 年近く経過し、不適な箇所もある為、内外投資の無差別原則、会社登録手続きの簡素化等を盛り込んだ新投資法案が近い将来国会に上程される見通しである。2006 年 3 月 2 日には新投資法に先立って、投資手続き改善、税金、関税、労働、中小企業育成などの目標と目標年を示した「投資政策パッケージ」が経済調整大臣により発表された。新投資法、投資政策パッケージは投資家に対するポジティブな政治的メッセージとなると考えられている。

インドネシアの投資政策は大統領直轄のインドネシア国投資調整庁 (BKPM) によってなされている。また、会社設立登録等の申請手続きは、2001 年の地方分権化以降地方政府 (県・市) が行っており、州政府に属する東ジャワ州投資調整庁 (BPM) は、東ジャワ州の投資促進の担当機関として、中央政府と地方政府間の調整を行っている。中央政府は 2004 年 10 月 15 日 No.32 地方政府に関するインドネシア共和国法律第 32 号 (1999 年法律 No.22 号の改訂) と第 33 号 (1999 年法律 No.25 号の改訂) を発令し、1999 年 5 月 7 日法律 No.22 地方行政法 (2001 年 1 月 1 日より実施) および 1999 年 5 月 7 日法律 No.25 中央・地方財政均衡法 (2001 年 1 月 1 日より実施) によって地方政府 (県・市) に委譲された権限の一部を再び中央政府と州政府に戻すこととし、地方政府に対して高コスト経済に繋がる等投資家に不利になるような規制を発令することを禁じたが、No.32 と No.33 の実施細則はまだドラフトの段階で中央政府、州政府、地方政府によっても解釈の違いが見られるようで、混乱状態が続いている。

## 3) 投資促進に関する問題点

投資促進に関しては以下のような問題点が指摘された。

### 会社登録等の申請手続き

インドネシアでの会社登録平均日数は 128 日でタイの 6 倍、アメリカの 32 倍かかり、手続きの数も 11 で、アメリカの 7、タイの 4 を上回っている。インドネシアの場合、手続きに時間がかかるだけでなく、コストも高く、さらに基準が不透明である。また、各オフィスで調整を取ることがないため、同じような書類を複数のオフィスに提出させられたり、オフィス間で矛盾する対応があることも珍しくない。会社登録等の申請手続きは、各地方 (県・市) にある Dinas と呼ばれる中央集権時代の各省庁の出先機関が担当し、それぞれにライセンスを発行し、収入を得ており、時間とコストがかかり、基準が不透明で、汚職が横行している。この問題は 2001 年以降の地方分権化によって悪化した。投資家は 1) 会社登録をしない (SME の 90% が未登録)、2) 仲介者を雇う、3) 賄賂を支払う、という手段で対応している。未登録会社は銀行融資を受けられず、ビジネスの拡張も難しく、往々にして税金を納めないため、国家経済にとっても大きな損失となっている。



## インフラ

道路状態はすこぶる悪い。頻繁に渋滞、洪水を起こし、商品輸送に時間がかかり、輸送中に商品が壊れ、遠方の顧客のもとへ商談に行けない等という弊害がある。特に南部には道路インフラが不足気味で、南北を結ぶ高速道路もなく、南部に対する投資の遅れの一因と言われている。

電力に関しては質、量、安定性の問題が指摘された。水は電気ほどではないが、産業用水の量、質の問題が指摘された。

地方分権化により地方政府がインフラ建設の決断を下せるようになり、特に収入が見込まれる港、空港の建設には熱心なところもある。ただし、距離的に近いところもあり、東ジャワ州、国全体で見ても、経済的、効率的とは言えないものがある。

## 税金・通関

- 企業は前年度の所得税に見合う額を毎月予納税として税務署に一旦納めることになっているが、還付に2年程かかり、全額は還付されない。輸出品に対する付加価値税の還付も同様の扱いである。
- 輸入の際、通関を通過するのに平均で30日もかかる。手続きには概して時間がかかっているが、担当の役人が休むと他の人が代わりに仕事をするのがないためさらに滞る。
- 適切な設備や技術によるグリーンライン（3時間で通過）とレッドライン（3日で通過）の判定に関する明確で透明性のある評価基準がない。
- 税務調査、監査に関する基準が明確でない。

## 法律、政策全般

- 現労働法は、労働者側に有利、経営者側に不利な点が多い。
- 法律、規制が頻繁に改正され、一貫性のない法律、規則もある。
- 法律、規制を改正する際には、民間の意見が反映されず、民間に通達されることも少ない。
- 通達、施行法、運用規則等細則が明確でなく、担当者レベルで解釈の違いがあり、汚職の一因ともなっている。
- 投資の法律、政策は中央政府で策定され、産業政策は州レベルでなされるため、矛盾が起きる。
- 近隣諸国と比較しても投資家に対する優遇措置が少ない。

## (2) 産業振興

### 1) 東ジャワ産業の現状

東ジャワの経済は3つの主要なビジネスセクターすなわち農業、工業及び貿易、ホテル及びレストランがその70%以上を担っている。この3年間を見ると、工業・貿易セクターとホテル・レストランセクターの増加が東ジャワ全体の経済を拡大させている。中でも重要な産業は、海運業、セメント、金属、石油化学、電子、食品加工、薬剤、工作機械である。

インドネシア全体を見ると、国際競争力は一昨年の69位から昨年は74位へと低下した。この背景には、不十分な国の産業振興策、インフラ整備の遅れ、さらには、法令の不備による制度運用上の混乱があり、東ジャワでも状況は変わらない。

### 2) 産業振興策

#### 中小企業振興策のしくみ

中小企業の振興策として、州立の技術トレーニングセンター、貿易促進トレーニングセンター、工業高校の設置などが実施されている。その他に、大学による技術トレーニング、NGOによる支援活動、同業者組合結成の促進などの仕組みが作られているが、直接的に中小企業を活性化するものではなく、中小企業の積極的な投資を促進するものでもない。

中小企業は大企業よりも上質の情報を必要としている。適切な情報は独自の力での企業活性化を達成する助けとなる。一部の積極的な企業では独自に情報収集に努めているが、多くの小企業ではこれまで通りの事業を続けているだけで、顕著な改善は見られない。

中小企業の弱点は、ファイナンス、マネージメント、資本不足、担保の欠如、財務諸表の作成、ビジネス事例、将来展望であり、それが銀行や商業金融へのアクセスを制限している。それゆえ、担保又は保証方法を通して、SMEの担保性（融資確保性）を改善することは重要であるが、手が付けられていない。

#### 農業・水産業振興

農業・水産業ともに多くの労働者が関与し、生産額も大きい有力な産業である。しかし、国内市場のみを対象にして事業が進められているので、品質の向上は殆ど計られていない。得られた資源を加工により付加価値を高めて輸出できれば、大きな利益を上げられるが、一次産業セクターと加工工業セクターの結びつきが十分でない。製品の品質が十分でないことと、輸送インフラの整備の遅れが、問題の解決を遅らせている。

### 3) インフラの整備の遅れ

産業に大きな影響を及ぼすインフラの整備策は、州政府により詳細な計画が立案されている。しかしながら、資金は依然として国がその90%を押さえているため、州には計画を実行する力が不足している。とりわけ重要な輸送に関するインフラの整備は徐々には進ん

でいるが、他国と比較するとその遅れは明らかである。電力の不足について大企業から問題視する意見はなく、全く問題ないとしているが、小企業では多くの企業が問題視しており、企業規模による不公平も指摘できる。

### 3.2 投資促進

#### (1) 投資現状

##### 1) 外国投資・国内投資動向

表 3-1 は東ジャワ州の外国投資の動向（承認ベース）をまとめたものである。

表 3-1 東ジャワ州外国投資額(承認ベース)

	件数	総投資額 (US\$MN)	全国におけるシェア		平均投資額 (US\$MN)	インドネシア 人雇用者数	平均 雇用者数
			件数	額			
1995	84	10,710	10.5%	25.6%	127.5	-	-
1996	96	2,837	10.0%	8.0%	29.6	-	-
1997	63	489	8.0%	12.5%	7.8	-	-
1998	71	672	6.9%	4.2%	9.5	-	-
1999	69	204	5.9%	2.5%	3.0	-	-
2000	59	319	4.0%	7.4%	5.4	18,048	306
2001	57	1,596	4.3%	18.6%	28.0	674	12
2002	56	109	5.0%	2.8%	1.9	6,328	113
2003	67	457	-	-	6.8	16,717	250
2004	65	358	-	0.3%	5.5	17,230	265
2005* (12月迄)	72	335	-	0.8%	4.7	4,494	62

2005年の数字は12月の速報値を含む。

(出典：東ジャワ州投資調整庁)

東ジャワ州における投資は通貨危機以前をピークとして落ち込んでおり、とりわけ外国投資の落ち込みは顕著である。2005年の外国投資額はUSドルのインフレ未調整ベースで1995年の僅か3% (US\$335MN) であった。件数ベースでの落ち込みは金額ベース程ではないが、1996年のピーク時レベルには未だ回復していない。2005年の一件当たりの投資額も1995年ピーク時の3.6%と大きく減少し、一件あたりの平均雇用者数も2000年レベルの20.3%でしかない。

2005年のインドネシア全体の外国投資額（承認ベース）はUSドルのインフレ未調整ベースで136億ドルと1995年のピーク年（397億ドル）のおよそ3分の1であることを考

えると、全国平均と比べても東ジャワ州への外国投資の回復が大幅に遅れていることがわかる。その結果、東ジャワ州の全国に対するシェアが件数、金額ベースで減少している。とりわけ金額ベースでの全国シェアは1995年の25.6%から2005年は僅か0.8%と30分の1以下となった。

表 3-2 東ジャワ州国内投資額(承認ベース)

	件数	総投資額 (Rp.10億)	全国におけるシェア		平均投資額 (Rp.10億)	インドネシア 人雇用者数	平均 雇用者数
			件数	額			
1995	79	5,824	10.2%	8.3%	73.7	-	-
1996	94	12,684	11.6%	12.6%	134.9	-	-
1997	65	12,011	9.1%	10.0%	184.8	-	-
1998	27	3,623	8.3%	6.0%	134.2	-	-
1999	23	1,101	9.7%	2.1%	47.9	-	-
2000	27	1,535	7.6%	1.7%	56.9	17,294	641
2001	22	691	8.8%	1.2%	31.4	10,303	468
2002	10	813	5.4%	3.2%	81.3	5,500	550
2003	20	1,533	-	-	76.7	9,849	492
2004	16	4,055	-	9.2%	253.4	10,257	641
2005 (11月迄)	16	3,800	-	7.5%*	237.5	5,683	355

\* 2005年の全国に対するシェア(金額ベース)は東ジャワの11月までのデータと全国の通年データとの比較。

(出典：東ジャワ州投資調整庁)

表 3-2 より、2005年の国内投資額は現地通貨のインフレ未調整ベースでは通貨危機以前の1996年ピーク時の30%程度である。しかしながら表 3-3 から、より実態に近いUSドルのインフレ未調整ベースでは2005年の国内投資額は1996年ピーク時の僅か7.2%であり、外国投資額よりは落ち込みが少ないものの未だ低水準である。表 3-2 の「全国におけるシェア」より、東ジャワ州の国内投資額のインドネシア国全体に占めるシェアもピーク時の12.6% (1996年) から1.7% (2001年) まで急落したが、2004年以降は回復基調にある。

表 3-3 は過去10年間の外国投資と国内投資の総投資額、一件あたり平均投資額の比較をしたものである。1995年当時は外国投資の方が総額も平均投資額も国内投資の約4倍であったが、2005年には国内投資を下回り、とりわけ平均投資額は国内投資の4分の1

程度にまで縮小している。また、上の表よりインドネシア人の雇用数においても 2005 年は国内投資の方が海外投資より勝っている。

表 3-3 東ジャワ州外国投資・国内投資比較(承認ベース)

(US\$百万)

	外国投資		国内投資	
	総投資額	平均投資額	総投資額	平均投資額
1995	10,710	127.5	2,580	32.7
1996	2,837	29.6	5,404	57.5
1997	489	7.8	3,409	52.5
1998	672	9.5	326	12.1
1999	204	3.0	140	6.1
2000	319	5.4	180	6.7
2001	1,596	28.0	67	3.1
2002	109	1.9	85	8.5
2003	457	6.8	178	8.9
2004	358	5.5	454	28.4
2005*	314	6.7	390	24.4

\*年平均為替レートを使用しドル建て表示にした。

\*2005 年は外国投資、国内投資共に 11 月までのデータによる。(出典：東ジャワ州投資調整庁、インドネシア中央銀行)

## 2) 外国投資国別内訳

表 3-4 は東ジャワ州の外国投資国別内訳をまとめたものである。1967-2004 年では金額ベースで 3 位だった日本の投資額が 2005 年は 12 位と他国と比しても大幅に減少していることがわかる。また、表 3-5 より、2005 年のインドネシア全体における投資額と比較しても、日本は全体の 0.3%しか東ジャワ州に投資しておらず、シンガポールの 65%、英国の 19%と比べても際立って少ないのがわかる。

表 3-4 東ジャワ州外国投資国別内訳(承認ベース)

1967-2004			2005年(11月迄)		
国	件数	投資額(US\$千)	国	件数	投資額(US\$千)
英国	35	6,792,913	シンガポール	4	132,480
香港	60	5,146,473	韓国	17	25,303
日本	124	2,111,388	英国	1	20,067
オーストラリア	28	1,919,935	オランダ	5	18,377
シンガポール	77	1,429,361	台湾	3	13,654
韓国	116	1,074,729	RRC	4	9,793
アメリカ	45	1,043,942	フランス	1	2,000
台湾	183	758,160	アメリカ	0	794
オランダ	39	704,696	マレーシア	2	500
マレーシア	21	267,547	インド	1	300
スイス	9	222,652	ドイツ	1	295
ドイツ	17	66,834	日本	0	250
ベルギー	7	62,043	イタリア	0	120
インド	8	58,579	香港	0	0
RRC	54	51,366	オーストラリア	0	0
フランス	5	23,005	スイス	0	0
イタリア	10	19,085	ベルギー	0	0
その他	100	11,829,283	その他	8	90,510
合計	938	33,581,991	合計	47	314,443

(出典：東ジャワ州投資調整庁)

表 3-5 インドネシア国全体と東ジャワ州の外国投資額割合比較(2005年)

	インドネシア全体	東ジャワ州*	割合
シンガポール	203	132	65%
マレーシア	173	0.5	0.3%
英国	104	20	19%
日本	76	0.3	0.3%

\* 東ジャワ州データは11月迄の承認ベース、インドネシア全体は通年の実績ベースのデータによる。

(出典：インドネシア投資調整庁、東ジャワ州投資調整庁)

### 3) 県/市別投資額内訳

表 3-6 は県/市別の投資額内訳をまとめたものである。外国投資、国内投資共に北部、中部へ投資が集中している。2005 年には北部の Gresik に対する外国投資の割合が 46%にまで上昇し、国内投資全体の 86%が中部の Surabaya に集中した。北部、中部の中でも Surabaya、Gresik、Pasuruan、Sidoarjo の 3 県 1 市に投資が集中しており、2005 年には外国投資全体の 92.2%、国内投資の 92.6%を占めた。島への投資は無いに等しく、南部への投資も極僅かである。ただ、2005 年には南部の Malang への外国投資が若干上昇した。

投資の集中している Surabaya、Gresik、Pasuruan、Sidoarjo の各県には工業団地がある。現在、東ジャワ州には 4 つの工業団地-Surabaya Industrial Estate Rungkut (SIER)、Gresik Industrial Estate (KIG)、Pasuruan Industrial Estate Rembang (PIER)、Maspion Industrial Estate (KIM) が存在するが、Gresik、Lamongan と Tuban (Gelangban) に新工業団地建設の計画がある。投資家にとって、インフラ、ユーティリティ、環境対策、政府機関での各種手続き等に個別に対応することは困難なため、工業団地内で操業することを好む傾向があると思われる。

表 3-6 県・市別投資額内訳

地域	県・市	外国投資						国内投資					
		1967-2004			2005 年 (11 月迄)			1967-2004			2005 年 (11 月迄)		
		件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (Rp.10 億)	割合	件数	投資額 (Rp.10 億)	割合
北部	Jombang	5	128	0.4%	0	0	0.0%	12	127	0.2%	0	0	0.0%
	Tuban	16	5,734	17.1%	0	0	0.0%	11	4,669	6.2%	0	0	0.0%
	Gresik	109	4,216	12.6%	6	144	45.8%	177	18,139	24.2%	2	33	0.9%
	Bojonegoro	0	0	0.0%	1	1	0.3%	2	12	0.0%	0	0	0.0%
	Lamongan	2	1	0.0%	0	0	0.0%	8	494	0.7%	0	0	0.0%
中部	Sidoarjo	120	1,168	3.5%	10	80	25.4%	265	15,988	21.3%	5	170	4.5%
	Pasuruan	112	2,100	6.3%	7	47	15.0%	185	4,739	6.3%	1	42	1.1%
	Mojokerto	87	790	2.4%	3	6	1.8%	54	2,205	2.9%	2	160	4.2%
	Probolinggo	18	8,180	24.4%	0	0	0.0%	20	1,120	1.5%	0	0	0.0%
	Ponorogo	0	0	0.0%	0	0	0.0%	6	231	0.3%	0	0	0.0%
	Bondowoso	1	1	0.0%	0	0	0.0%	1	7	0.0%	0	0	0.0%
	Surabaya	344	2,952	8.8%	18	19	6.0%	396	17,809	23.8%	5	3,270	86.1%

地域	県・市	外国投資						国内投資					
		1967-2004			2005年(11月迄)			1967-2004			2005年(11月迄)		
		件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (Rp.10 億)	割合	件数	投資額 (Rp.10 億)	割合
	Situbondo	5	7,699	22.9%	1	0	0.1%	9	36	0.0%	0	0	0.0%
	Kediri	5	34	0.1%	0	0	0.0%	25	825	1.1%	0	0	0.0%
	Nganjuk	0	0	0.0%	0	0	0.0%	6	247	0.3%	0	0	0.0%
	Madiun	4	27	0.1%	0	0	0.0%	8	72	0.1%	0	0	0.0%
	Ngawi	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	-	-	0	0	0.0%
	Magetan	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	2	0.0%	0	0	0.0%
南部	Tulungagung	0	0	0.0%	0	0	0.0%	7	126	0.2%	0	0	0.0%
	Malang	36	224	0.7%	1	10	3.2%	68	1,995	2.7%	0	0	0.0%
	Lumajang	2	106	0.3%	0	0	0.0%	3	16	0.0%	0	0	0.0%
	Jember	5	1	0.0%	0	1	0.3%	14	90	0.1%	0	0	0.0%
	Banyuwangi	11	19	0.1%	0	1	0.4%	37	918	1.2%	0	0	0.0%
	Blitar	1	0	0.0%	0	0	0.0%	3	151	0.2%	0	0	0.0%
	Trenggalek	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	-	-	0	0	0.0%
	Pacitan	0	0	0.0%	0	0	0.0%	1	21	0.0%	0	0	0.0%
	Batu	1	2	0.0%	0	0	0.0%	-	-	-	0	0	0.0%
島	Pamekasan	0	0	0.0%	0	0	0.0%	-	-	-	0	0	0.0%
	Bangkalan	1	2	0.0%	0	0	0.0%	5	634	0.8%	0	0	0.0%
	Sampang	0	0	0.0%	0	0	0.0%	2	40	0.1%	0	0	0.0%
	Sumenep	3	49	0.1%	0	0	0.0%	3	42	0.1%	0	0	0.0%
その他	50	148	0.4%	0	5	1.6%	63	4,164	5.6%	1	125	3.3%	
合計	686	33,582	100%	30	314	100%	917	74,919	100%	9	3,800	100%	

(出典：東ジャワ州投資調整庁)

#### 4) セクター別投資額内訳

表 3-7 は東ジャワ州のセクター別投資額の内訳をまとめたものである。従来、東ジャワ州では国内投資は78%が製造業、20%がサービス業向けだったが、2005年にはその割合は22%、78%と逆転した。外国投資は依然として製造業に対する投資が70%以上を占めるが、従来は化学産業が主たる投資先であったが、2005年には食品産業が全体の27.5%まで占めた。繊維産業は外国投資では全体の2.8%から5.3%と割合が若干増加しているが、国内投



資は2.9%から0%になった。これは安価な中国製品に国内市場を奪われ、また輸出する技術力もない大方の地場の繊維会社の実態を表している。

外国投資と内国投資が別々の通貨で記録され、さらに過去の数字がインフレ調整されることなく単純に累計されているため単純な比較は難しいが、大まかには外国投資と内国投資を合計した全般の投資傾向としては、以前と比し2005年に投資のシェアが減少したのが食品以外の製造業全般（鉄関係、化学、紙パ、木材）で、以前よりシェアが増加したのがホテル、レストラン、食品産業だと言えよう。現地調査によると、製造業の中では、東ジャワ州に豊富な農水産物を原材料に用いる食品産業、高まりつつある現地の購買力に期待できる電気、自動車産業などが今後投資先セクターとして期待できるというのが大方の意見であった。

表 3-7 セクター別投資内訳(承認ベース)(カーレントプライス)

	外国投資						国内投資					
	1967-2004			2005年(11月迄)			1967-2004			2005年(11月迄)		
	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (Rp.10億)	割合	件数	投資額 (Rp.10億)	割合
食品	9	69	0.2%	1	1	0.4%	9	148	0.2%	0	0	0.0%
園芸	4	3	0.0%	0	0	0.0%	17	149	0.2%	0	0	0.0%
家禽	4	43	0.1%	0	0	0.0%	15	738	1.0%	0	0	0.0%
林業	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
漁業	3	7	0.0%	0	0	0.0%	32	222	0.3%	0	0	0.0%
鉱業	0	0	0.0%	0	0	0.0%	4	80	0.1%	0	0	0.0%
食品産業	100	2,122	6.3%	5	86	27.5%	204	8,833	11.8%	5	378	9.9%
繊維産業	67	935	2.8%	2	17	5.3%	107	2,182	2.9%	0	0	0.0%
木材産業	90	211	0.6%	4	2	0.8%	153	1,643	2.2%	0	15	0.4%
紙パ産業	11	59	0.2%	-	0	0.0%	73	11,998	16.0%	1	150	3.9%
薬品産業	11	76	0.2%	0	0	0.0%	14	204	0.3%	0	37	1.0%
化学産業	139	20,301	60.5%	2	112	35.5%	227	13,554	18.1%	2	45	1.2%
非鉄産業	31	428	1.3%	1	3	0.9%	74	8,720	11.6%	0	173	4.6%
ベーシックメタル	41	432	1.3%	2	10	3.1%	50	6,978	9.3%	3	29	0.8%
鉄	136	2,081	6.2%	5	3	1.1%	160	3,983	5.3%	2	13	0.3%
その他産業	12	49	0.1%	1	1	0.3%	12	680	0.9%	0	0	0.0%
水、電気	5	4,996	14.9%	0	0	0.0%	1	1,124	1.5%	0	0	0.0%

	外国投資						国内投資					
	1967-2004			2005年(11月迄)			1967-2004			2005年(11月迄)		
	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (US\$ 百万)	割合	件数	投資額 (Rp.10億)	割合	件数	投資額 (Rp.10億)	割合
建設	9	47	0.1%	1	0	0.1%	6	269	0.4%	0	0	0.0%
貿易	144	147	0.4%	17	10	3.2%	6	111	0.1%	0	1	0.0%
ホテル、レストラン	30	277	0.8%	0	0	0.0%	43	3,271	4.4%	1	1,496	39.4%
運輸	14	425	1.3%	0	0	0.0%	63	1,939	2.6%	0	0	0.0%
住宅	10	281	0.8%	2	61	19.4%	57	4,511	6.0%	0	0	0.0%
オフィス	5	214	0.6%	0	0	0.0%	8	743	1.0%	0	0	0.0%
その他サービス	63	377	1.1%	4	8	2.4%	57	2,840	3.8%	2	1,465	38.5%
合計	938	33,582	100%	47	314	100%	1,392	74,919	100%	16	3,800	100%

(出典:東ジャワ州投資調整庁)

#### 5) データ記録上の問題点

インドネシア国投資調整庁(BKPM)にて全国レベルの承認および実績ベースの新規・拡張別の投資額の月次データを公表しているが、東ジャワ州投資調整庁では承認ベースのデータしか集計されておらず、新規・拡張別の内訳はない。また、東ジャワ投資調整庁では一年分のデータが集計されると1967年からの累積データに合算され、通年ごとの過去のデータは保存していないということである。よって通年比較が可能ではない。さらに、2005年通年の外国投資額が11月までの数字を下回る等、データ集計方法に改善の余地があると思われる。

#### (2) 投資関係機関

##### 1) インドネシア国投資調整庁(BKPM)

BKPMは1973年に大統領直属の組織として設置された。その業務は外国投資法(No.1/1967、No.11/1970)、内国投資法(No.6/1968、No.12/1970)、並びにその後発令された各種の関連法令に準拠して、石油、ガス及び金融、保険分野を除く内外投資案件の申請受付、審査、関係省庁との調整、許可証の発行および投資促進活動等関連業務となっている。現在は、組織的には依然として大統領直属の機関ではあるが、実際の業務遂行にあたっては経済調整大臣が大統領を代行するかたちでBKPMを管掌している。

インドネシアの投資政策はBKPMにて策定される。地方分権化以降は、会社設立(拡大)を希望する投資家は会社を設立する場所の地方政府(県・市)にて各種ライセンス・

許認可の手続きを行うことになったが、以下に述べる優遇制度を受けることを希望する投資家はその申請（ベーシックライセンスと呼ばれる）をBKPMに提出する必要がある。

## 2) 東ジャワ州投資調整機関 (BPM)

BPMは東ジャワ州の投資促進の担当機関で、主として投資ライセンス部 (Promotion and Licensing Section) において投資促進に関する業務を行っている。(BPMの組織図は付属資料4を参照) BPMの組織規定は2000年12月18日付けの東ジャワ州投資に関する東ジャワ州条例 No.42/2000 (イマム・ウトモ知事が署名) がベースになっており、投資関連分野において州政府と知事をサポートする立場にある。BPMは組織的には州政府に属し、BKPMには属さない。

条例 No.42/2000 によると主な業務内容は以下の通りである。

- 投資のテクニカルな政策を策定する。
- 州開発戦略に資するべく投資関連の調査を実施する。
- 投資計画を実施する。
- 投資の許可、促進を行う。
- 投資分野において関連機関および県・市の地方政府と協力を行う。
- 投資分野での改善をモニター、評価する。

現在では、BPMでは投資政策を策定することもなく、投資家に対する各種許認可手続きも行っていない。

中央政府は2004年10月15日 No.32 地方政府に関するインドネシア共和国法律第32号 (1999年法律 No.22号の改訂) と第33号 (1999年法律 No.25号の改訂) を発令し、1999年5月7日法律 No.22 地方行政法 (2001年1月1日より実施) および1999年5月7日法律 No.25 中央・地方財政均衡法 (2001年1月1日より実施) によって地方政府 (県・市) に委譲された権限の一部を再び中央政府と州政府に戻すこととした。No.22 と No.25 の下では州政府は地方政府と同じレベルであったが、No.32 と No.33 により州政府に対して中央政府と地方政府間の調整権限が与えられ、州知事には地方政府が出す規制、条例の案を検査・管理する権限が与えられ、投資環境悪化につながるような地方政府の法令は撤回、あるいは改正を求める事が出来るようになった。知事の検査を通過した法令案は Ministry of Home Affairs に提出され最終的な判断が下される。地方政府の発令した規制、条例の内、毎年数百は中央政府により撤回されているとの事である。しかしながら、No.32 と No.33 の実施細則はまだドラフトの段階で中央政府、州政府、地方政府間によっても解釈の違いが見られるようで、混乱状態が続いている。

### 3) 地方政府（県・市）

1999年の地方行政法 No.22 と中央・地方財政均衡法 No.25 により、国防、金融・財政、外交、司法、宗教を除いた全機能が中央政府から地方政府（県・市）に委譲され、地方政府が投資家に対する各種ライセンス・許認可の手続きを行う事となった。

各地方には中央政権時代からの各中央省庁の出先機関（Dinas）がオフィスを構えており、ワンストップサービスを実施している一部の地方を除いては、投資家は会社立地希望場所の地方にある複数の Dinas に赴いてライセンス、許認可証を取得し、費用を支払わなければならない。例えば、会社許可法と入国管理は法務省、雇用関係は労働省、輸入は大蔵省、商業省など多くの出先機関に赴く必要があり、またプランテーションであれば農業省の出先機関からも許認可を受け取る必要があるなどセクター特有の許認可が必要な場合もある。

### (3) 投資関連法規

#### 1) 外国投資法、国内投資法

投資に関する法律は、外国投資法と（1967年1月法律 No.1、1970年に法律 No.11 で一部改正）、国内投資法（1968年法律 No.6、1970年に法律 No.12 で一部改正）の合計4つの法律から成り立っている。また、1995年には会社法（1995年法律 No.1）が制定され、また他にも関係する諸事項に対して政令、大統領令、各省大臣令、投資調整庁長官令など幾多の規定・通達が発布され実行・履行されてきたが、外国投資並びに国内投資問題に就いて全体を包含する Umbrella としての法律制定は作成されていない。

外国投資法は、外国資本に事業の経営を認め、その資本を保護し、輸入関税の減免並びに外国人労働者利用計画承認書（RPTKA）を与える法的根拠になっている。また利潤の海外送金、所有権の移転、および国有化等の措置に対する外国資産の保障など投資に関連する様々な事項を規定している。

外国投資法も内国投資法も制定されてから既に40年近くも経過しており、現代には不適な箇所も多々ある為、以下のような内外投資の無差別原則、手続きの簡素化等を盛り込んだ新投資法案が近い将来国会に上程される見通しである。新投資法は投資家に対するポジティブな政治的メッセージとなると考えられている。

### 新投資法の主な改正点

#### 1. 内外投資の無差別原則

- 現外国投資法では、100%外国所有の会社は会社設立15年以内に株式の一部をインドネシアの個人や会社に対して直接的に、または国内株式取引所を通して間接的に譲渡を開始しなければならないが、また、JVの外資系企業は30年間しか営業が継続出来ないことになっている。

- 外国企業に対するネガティブリストの見直し
  - 海外送金の保証
  - 資産の没収をしない。
2. 会社登録等の手続きの簡素化
  3. ICC のルールに基づいた紛争の処理法の採用

#### 投資政策パッケージ

新投資法が制定されれば次の段階として手続き関係の細則、優遇税制が決められるであろう。しかしながら、新投資法、関連法令、および税法、労働法の成立、実現にはなお時間を要することから、これに先立って即効性のある措置を盛り込んだ「投資政策パッケージ」が経済調整大臣を中心に検討され、2006年3月2日に発表された。投資環境改善政策パッケージは投資手続き改善のみならず、税金、関税、労働、中小企業育成強化まで幅広くカバーしており、それぞれのアクションプランの目標達成時期も明確にされている。投資政策パッケージの主な内容は以下の通りである。

#### 2006年3月2日に発表された「投資政策パッケージ」の主なポイント

##### 1. 投資サービス機関の強化

新投資法案の国会提出

投資関連規則の改正（ネガティブリストの明確化、地方自治法 No.32/2004 における中央政府と地方自治体との役割分担の明確化）

商業許可に関する規則の簡素化、改善

投資の障害となる地方条例の見直し

##### 2. 通関検査業務の迅速化

通関検査業務に関する法律・規則の簡素化

グリーンラインとレッドラインの判定に関する明確で透明性のある評価基準や一貫性のある運用規則の制定

明確で透明性のあるタリフを設定するための特定主要品目の分類取り決め

密輸撲滅のための活動強化

##### 3. 税

国税通則法、所得税法、付加価値税等の改正

一部地方税の削減

予納税の月次払いに関する規則の見直し

特定の輸出サービスへの付加価値税 0%課税適用

税務官に対する行動倫理適用

#### 4. 労働法

労働法 No.13/2003 の見直し（解雇、退職金およびその他の労働条件、労使協定、賃金システム、有期契約労働者、アウトソーシング、外国人労働許可、長期休暇）

外国人投資家・労働者へのビザと滞在許可証への発行手続きの簡素化

#### 5. 中小企業

中小企業の許可の改善、簡素化に関するガイドライン策定とワンストップ・ワンドア・サービスの促進

### 投資優遇政策

インドネシアの主な投資優遇措置は上で述べた外国投資法、内国投資法に則っている。優遇措置は中央政府によって決められており、州、地方政府レベルでは企業に対し優遇措置を与える権限はない。

また近隣諸国と比較すると、インドネシアには特定セクターに対する優遇措置がない等、投資家に対する優遇措置は極めて少ない。商工会議所等も他のアジア諸国と同じレベルの優遇税制の導入が必要と提言している。

#### i) 外資企業に対する税制上の恩典

事業開始及び30%以上の事業拡張時に設備機器及び2年間（国産機械により生産活動を行う企業には4年間分）の生産に必要な原材料の輸入関税率に5%を適用。（実際の税率がそれ以下の場合はその税率）

#### ii) 課税優遇措置

新税法（2000年法律第16、17、18、19、20号）を導入し、2001年1月1日から施行されている。この税法に基づいて、一定の分野または活動に対する国内投資および外国投資には以下のような税の減免が与えられる。

- 実現投資の30%に相当する課税収入控除による、投資税減免の6年への延長
- 減価償却および定期償還の加速化
- 損失繰越の10年までの延長
- 配当金に対する所得税率の10%への圧縮、また特別租税条約に定めがある場合にはそれ以下への圧縮

### iii) 輸出製造業に対する優遇措置

輸出用最終品製造に必要な物品および原材料に掛かる輸入税の還付。

輸出製品製造のために国内で購入された、奢侈品や原材料に掛かる付加価値税と奢侈品販売税の免除。

## 2) 地方分権に関する 4 法律

1999 年 5 月 7 日法律 No.22 地方行政法 (2001 年 1 月 1 日より実施) および 1999 年 5 月 7 日法律 No.25 中央・地方財政均衡法 (2001 年 1 月 1 日より実施) により、国防、金融・財政、外交、司法、宗教を除いた全機能が中央政府から地方政府 (県および市) に委譲された。しかし、それにより多くの地方政府は発行手数料増加のため投資家に不利な条例も発令したため、中央政府は 2004 年 10 月 15 日 No.32 地方政府に関するインドネシア共和国法律第 32 号 (1999 年法律 No.22 号の改訂) と第 33 号 (1999 年法律 No.25 号の改訂) を発令し、地方政府に対して、高コスト経済に繋がったり、人・物・サービスの移動、輸出入活動を阻止するような規制を発令することを禁じ、地方政府に委譲された権限を一部中央政府と州政府に戻すこととした。

しかし、No.32 と No.33 の実施細則はまだドラフトの段階で中央政府、州政府、地方政府間によっても解釈の違いが見られ、混乱状態が続いている。上で述べた 2006 年 3 月 2 日に経済調整大臣を中心に発表された「投資政策パッケージ」にも、投資関連規則の改正として、「地方自治法 No.32/2004 における中央政府と地方自治体との役割分担の明確化」の必要性が述べられている。

## 3) 地方条例 2005 年第 11 号

東ジャワ州は大統領により国家公的サービスパイロットプロジェクト州 (National Pilot Project on Good Public Services) の一州に選ばれ、2005 年 11 月に公的サービスの改善を目標として知事と Local Registrative が地方条例 2005 年第 11 号 (Local Regulation No.11/2005 November) を発令した。これにより州政府、地方政府の役人が公的サービスの改善を阻止した場合は追及され、有罪になれば罰せられることとなった。今後、東ジャワ州投資調整庁 (BPM) は No.11 を地方政府に周知させていく予定である。これに関し、2006 年 8 月末ごろまでにはライセンスの取得方法、費用、取得時間等を定めた細則が出される予定である。

上記のように遅ればせではあるが投資に関する法規制は改善の方向にあり、これは投資家に対しては良いメッセージとなっていると思われる。

#### (4) 投資促進に関する問題点

##### 1) 会社登録手続き<sup>1</sup>

インドネシア中央統計局によると、インドネシアの会社の内、SME とマイクロビジネス<sup>2</sup>は 95%を占め、更にその内 90%程のビジネスはインフォーマルセクターにあり、未登録で法的地位もない。未登録の会社は銀行融資を受けられず、大手企業とビジネスをする事も出来ず、輸出する事も出来ないため、ビジネスを拡張する事は難しい。また、未登録の会社は往々にして税金を納めていないため、国家経済にとって大きな損失である。

未登録の理由の一つには会社登録のコストの高さ、手続きの大変さがあると言われている。インドネシアでは、従来よりライセンスの数の多さと、汚職や非効率に代表される公的サービスの質の悪さのため、登録の処理時間は長く、コストは高かったが、2001 年からの地方分権により全国の 400 以上の地方政府にビジネスライセンスの発行権が委ねられた事によりその状態はさらに悪化した。地方政府レベルでは、数多くの Dinas (technical units) と呼ばれるオフィスが一つ一つのライセンスの発行を担当し、料金を得ている。例えば建物許可は都市計画オフィス、産業登録、取引許可は産業貿易オフィスと担当が分かれており、投資家は各オフィスに赴いてライセンスを取得する必要がある。これらのオフィス (Dinas) は中央集権時代に中央政府の出先機関として設立され、Line Departments とも呼ばれている。

表 3-8 は各国の会社登録に必要な手続きの数と登録にかかる平均日数をまとめたものである。インドネシアでの会社登録平均日数はタイの 6 倍、アメリカの 32 倍である。しかもインドネシアの場合、手続きに時間がかかるだけでなく、時間、コストに関しての基準が不透明である。128 日というのも単なる計算上の平均値であって一年近くかかる場合もあったり、同じライセンスなのに時と場合によって料金が異なることは日常茶飯事で、基準がない。そのため、早く手続きを処理することを条件に役人による汚職が横行している。また、各オフィスで調整を取ることもないため、同じような書類を複数のオフィスに提出させられたり、オフィス間で矛盾する対応があることも珍しくない。

表 3-8 会社登録手続き数・所要日数比較

	手続きの数	平均所要日数
インドネシア	11	128 日
アメリカ	4	4 日
タイ	7	22 日

(出典：アジア財団)

<sup>1</sup> 主なデータの出典元はアジア財団。

<sup>2</sup> インドネシア中央統計局の SME の定義による。マイクロ従業員 5 人以下、小-6~19 人、中-20~99 人



登録の手続きが大変で予測がつかないために手馴れた仲介業者を利用する会社も多い。自身で登録をしようとする者も、銀行融資等を受ける際に地方政府発行のライセンスや許可証を提出する必要があるため、手続きの様々な段階で早めに処理してもらうためにその都度賄賂を支払うことが珍しくない。

上記の問題を解決するために 1999 年以降、アジア財団などの外国ドナーのテクニカル・アシスタンスを受けて、ライセンスや許可証の発行の手続きを簡素化し、発行を一箇所で行うワンストップサービスの実施を開始しているシドアルジョ県のような地方政府もある。OSS を実施するには各オフィスから発行の権利を取り上げて一箇所に集中させ、そのことを政令、条例で発表しなければならない。ライセンスや許可証の発行には収入が伴うため既得権を手放させるには市長の強いリーダーシップが必要とされる。現在、東ジャワ州でワンストップサービスを実施しているのは、シドアルジョ、プロボリンゴ、ラモガン、マラングの 4 県である。また、大統領は Minister of Home Affairs に対して、Minister's Decree を発令させ、各地方政府（地方政府は Ministry of Home Affairs のもとにある）に於いて 2006 年 8 月迄にワンストップサービスを開始し、投資の手続きを簡略化するよう要請した。しかし、実際どの機関が OSS の実施においてイニシアチブを取るのか、また、アジア財団などの海外の支援無しに短期間に全国の地方政府に於いて OSS 化を進めることが実際可能なかどうか疑問視する見方もある。

### シドアルジョ県の会社登録のワンストップサービス

1995 年に大統領が東ジャワ州のシドアルジョ県を地方自治実施のパイオニア県の一つに任命し、県内で何を実行すべきか検討し、投資家に対するワンストップサービス (OSS) を開始することにした。シドアルジョ県はアジア財団のテクニカル・アシスタンスの支援を受けて、2001 年に Local Regency Law を発令し、5 月に Dinas of License and Investment を新たに設立し、各オフィスから企業設立・拡大に関する全許認可 (合計 14) の発行の権利および関連収入を取り上げて投資家に対する OSS を開始した。シドアルジョ県はスラバヤの郊外で工業が盛んであり、会社登録の OSS を実施し投資促進を行うインセンティブが高かった。シドアルジョ県が国内でも初めて OSS を実施し、その後スラゲン (中部ジャワ)、パリパリ (中部スラワシ) が続いた。東ジャワで OSS を実施している他の県は、プロボリンゴ、ラモガン、マラングの 3 県である。OSS を導入するということは各 Dinas のオフィスから収入も奪うことになるので容易ではなく、市長の強いリーダーシップが必要と言われている。

シドアルジョでの OSS 導入後の変化は以下の通りである。

- OSS が実施される前は投資家は県内の各 Dinas に趣き、それぞれから必要な許認可証

を取得しなければならず、平均で3~6ヶ月の時間を要していた。現在は許認可証の種類にもよるがその殆どが1週間以内で取得可能である。

- OSSの採用により企業設立数は伸びている。一日あたり50~60社が申請にやっけてきており、一社あたりの平均所要時間は10分程度まで短縮された。ライセンス収入も増加した。
- 受付はオープンスペースで個室もないため職員が賄賂を請求することは出来ない。また、発行所要時間が短いので賄賂の発生する余地がない。
- 許認可証の数はNational Lawにより定められているので変えることは出来ない。(例えば繊維会社を設立する際には4つの許認可を得る必要がある。)しかしライセンス取得に必要とされる書類(documents)の数は削減した。例えば以前は14ライセンスを取得するには合計で141の書類(documents)を提出する必要があったが、その数は50%以上削減され現在では65書類となっている。
- 各許認可の料金は県が独自で決めているが、OSS導入後も料金自体の値下げはしていない。
- 2000年にISO9001を取得。ISOの基準に従い、時間通りのシンプルな手続きを心がけている。

またアジア財団の調査で、シドアルジョヨ県を含むOSSを導入した地方政府でライセンスを取得した企業の内3分の2において利益と雇用が増加しているという評価結果が出ている。今後これらの企業が税金を支払うようになると政府の税収増につながると考えられる。

## 2) インフラ

### 道路

道路には、国道、州道、県・市道があり、表3-9はそれぞれの長さ、状態についてまとめたものである。

国道は2001年に115km建設した後は延びていない。県道の総長は2001年に509km短くなった。県・市道も1998年に541km短くなりその後建設されていない。高速道路は現在63km程しかなく、この10年間延びていない。

同表によると道路状態は概ね良いということであるが、一般的な評価では道路の状態は極めて悪く、交通渋滞は日常茶飯事で、雨季にはスラバヤの中心部でも洪水状態となる。交通渋滞のもう一つの理由としては車検制度がないため事故車が多いことも挙げられている。

投資促進の観点からは、商品輸送に時間がかかることはもちろん、トラックを狙う盗難が多い、輸送中に商品が壊れたり、遠方の顧客のもとへ思うように商談に行けない等という弊害がある。また、国道、州道、県・市道それぞれによって管轄が違い、自分の担当ではない道路のメンテナンスは行わないという問題もある。

表 3-9 東ジャワ州道路状況

(km)

	2000	2001	2002	2003
国道				
良好	937	1,002	1,107	837
普通	609	678	605	870
悪い	235	219	188	181
非常に悪い	2	0	0	10
合計	1,784	1,899	1,899	1,899
州道				
良好	969	840	730	867
普通	736	467	603	466
悪い	243	130	103	90
非常に悪い	1	2	3	17
合計	1,948	1,439	1,439	1,439
県/市道	22,552	22,552	22,552	NA

出典: 東ジャワ州政府、Bina Marga、SIDROP (Strategic Infrastructure and Development Reform Program)

現在の高速道路、国道、州道は図 3-1 に記されたとおりである。高速道路はスラバヤを中心に東西南北に伸びている。現在、シドアルジョから港、空港、Lamongan、Mojokarto、Pasuruan のそれぞれに向かう 5 つの高速道路の計画があり、Pasuruan 間と Mojokarto 間は既に土地の整備が開始されている。これにより主な工業団地から港へのアクセスが改善されることが期待されている。

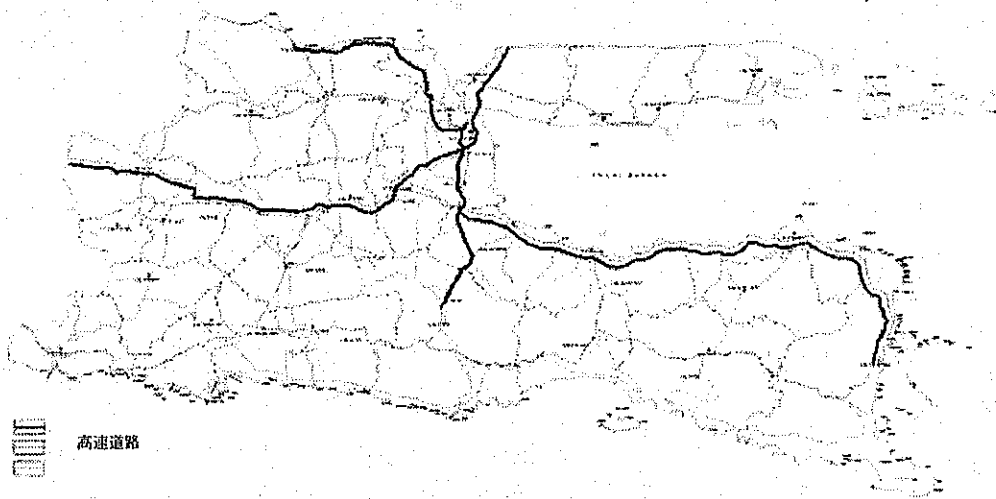


図 3-1 東ジャワ州道路

南部には道路インフラが不足している。また、南北をつなぐ高速道路がないことも南部経済の低迷の理由として挙げられている。現在、南部の西端の Pacitan と東端の Banyuwangi を結ぶ 1,241km の道路の建設の予定があり、Banyuwangi には 24 時間利用可能な港もあり、南部経済へのプラスの効果が期待されている。

また新スラバヤ空港が 2006 年 5 月に完成予定であるが、新空港に通じる道路建設のための土地収用が未だ終わっておらず、道路建設が途中で頓挫している。スラバヤと Madura 島を結ぶ Suramadu 橋の建設により、Madura 島の経済の活性化も期待されていたが、その橋の建設も途中で止まったままである。

## 港

国内で 2 番目の規模の国際港 Tanjung Perak 港は PT Pelabuhan Indonesia III という国営会社が管理運営をしており、料金その他を決めるのに州政府や地方政府の許可を必要としていない。表 3-10 は Tanjung Perak 港の 1997 から 2001 年までの積荷、荷降ろしをまとめたものである。国内輸送は増加しているが、国際輸送、とりわけ積荷の方が大きく減少している。

表 3-10 Tanjung Perak 港での積荷・荷降ろし

(千トン)

	国内輸送		国際輸送	
	積荷	荷降ろし	積荷	荷降ろし
1997	6,997	12,006	6,114	10,179
1998	3,756	10,053	7,881	7,272
1999	2,493	11,232	4,904	6,988
2000	3,368	11,868	1,301	4,932
2001	14,723	12,039	1,366	5,471

出典：“Preliminary Study on Industrial Development in East Java” August 2004

調査では港湾における効率的な空間レイアウトの改善が指摘された。空コンテナの置き場は港から 5km ほど離れており以前より不便であったが、2006 年に空コンテナ置き場周辺の住民の苦情に基づき周辺 2km ほどの道路へのトラックの乗り入れ時間が制限されるようになり更に不便になった。空コンテナ置き場など必要な設備は一箇所に集中させる等、効率的な空間レイアウトにして欲しいという意見が聞かれた。

地方分権により県・市がインフラ建設の決断を下せるようになり、収入増につながる港の建設には熱心なところもある。現在、港の建設を計画しているのは、Tuban、Lamongan、Pacitan、Trenggalek、Surabaya、Sidoarjo である。距離的に近いところもあり、経済的、効

率的とは言えない。また、投資家からは、中長期戦略を策定する際に道路等のインフラ整備計画は重要な要素であるが、これまで計画倒れになった道路建設案件が多く、今後政府にはしっかりした実行力のあるインフラ計画を立てて欲しいとの要望が多く聞かれた。

#### 空港

東ジャワ州の、現在の空港と将来の計画は表 3-11 の通りである。

表 3-11 現在の東ジャワ州の空港

主空港	Surabaya
軍用空港	Abdurrahman Saleh (Malang)、Iswahyudi (Madiun)
パイオニア空港	Trunojoyo (Sumenep)
特定空港	Pagerungan (Sumenep)

将来の空港建設を計画している場所としては、Bawean 島、Sumenep、パイオニア空港としての Banyuwangi、Pacitan、Blitar、Jember、特定空港の Bojonegoro がある。また Malang の Abdurrahman Saleh 軍用空港を民間空港に変換する計画もある。

地方分権により各県・市が道路、港、空港などのインフラ建設に関しても独自で決断を下せるようになったが、インフラ事業は初期投資、メンテナンス費用とも嵩むため、州内はもちろん州と国レベルでの調整も図り、経済的に最も効率的なインフラ計画、メンテナンス計画を建てるのが望ましいと思われる。その際には PPP 方式を採用し、民間企業に対する保証問題を改善し、出来るだけ民間投資参画を促進することが望ましいと思われる。

#### 電気、水

東ジャワ州の電力は、以下の 25 の電力発電機により供給されている。

- 11 水力タービン発電機 (PLTA)
- 7 ガスタービン発電機
- 4 蒸気タービン発電機
- 3 水蒸気発電機

表 3-12 は東ジャワ州の発電能力の能力をまとめたものである。電力の供給はプルタミナ (PT.PLN) という企業が独占しており、質、量、安定性に問題があると言われている。投資家に対する調査では、工業団地に於いても、電力不足、電圧・周波の不安定さ、価格高騰の問題が指摘された。

石油や天然ガスの価格高騰により、ガソリン代は 2005 年 1 月の 1,810 ルピア/リットルから同年 10 月には 4,500 ルピア/リットルまで急増した。英国の BP が開発していた東ジ

ジャワ州最大のガス田があるが、そこでの発掘量が減少していたのは以前から明らかであったにもかかわらず、供給が途切れないように別の新たなガス田の開発が官主導で計画されるということはなかった。現在は外資系企業による新ガス田開発の計画があるが実行には移されていない。

電力不足は深刻で最近新しい規則ができ、あらかじめ決められた量以上の電気を使った場合には罰則を受けることになった。また午後4時から午後10時までは電力料金が倍になるため、2シフト以上で稼働している企業にはコストアップ要因となっている。経済活動を活発にする程 Penalty 的な料金支払い構造になっているのは投資促進上好ましくないことである。工業団地においても自家発電でまかなっている会社も少なくなく、環境上の問題にも拘らず大手企業の中には石炭による発電に切り替えるところもある。

表 3-12 東ジャワ州電能力

	(KVA)
2001	7,231,286
2002	7,526,864
2003	7,808,149

出典：SIDRP

水は Perusahaan Daerah Air Munum (PDAM) により独占的に供給されており、電気ほどではないが、産業用水の量、質の問題が投資家より指摘された。工業団地に於いても、十分な水が得られないため、民間会社から水を購入している会社もある。

### 3) 税金・通関

#### 税金

税金に関して以下のような問題点が指摘された。

- 企業は前年の所得税に見合った額の税を毎月予納税として税務署に一旦納めることになっている。その還付に2年程かかる場合もあり、全額還付されることは少ない。前年なみの利益がない場合はもちろんのこと、そうでない場合でも金利も高い国でキャッシュフローのやりくりが企業への圧迫となっている。
- インドネシアでは輸出品に対する付加価値税は免除されることになっているが、実際は一旦は課税され、後に還付されることになっている。還付には2年ほどかかる場合もあり、やはり全額が還付されることは少ない。企業側は輸出品に対しては最初から付加価値税を免除するよう政府に要望している。
- 税務官に対しては行動倫理を適用して欲しい。
- 税務調査、監査に関する基準を明確にして欲しい。
- インフォーマルセクターに対する課税がなされていない。

- 中古の機械の輸入税率が新品のそれに比べて高い。中古機械の価格は低いため輸入税を多く取るのが目的だと思われる。

## 通関

1. 通関に関しては投資家の中から以下のような要望が出された。

### 通関における手続きの迅速化

通関での手続きには概して時間がかかっているが（平均で 30 日）、担当の役人が休むと他の人が代わりに仕事をする事が出来ないためさらに滞る。企業側は生産計画に基づいて材料等を輸入しているのに、通関で予想以上に時間がかかると生産計画が達成されない。

2. 適切な設備や技術によるグリーンライン（3 時間で通過）とレッドライン（3 日で通過）の判定に関する明確で透明性のある評価基準の設立

同じ物を輸入しているのに時と場合によってグリーンライン扱いになったりレッドライン扱いになったりする。

3. 一貫性のある明確な運用規則の作成

通達、施行法、運用規則等細則を明確にし、担当者レベルで裁量、解釈の余地がないようにしてもらいたい。

4. 通関検査業務に関する法律・規則の簡素化、法律に適合しない書類・料金徴収の撤廃

通関の手続きの際に要求される書類、料金で目的が不可解なものがある。

5. 港湾における効率的な空間レイアウトの改善

例えば、空コンテナ置き場が港から 5km 離れた住宅地にあり、トラックの乗り入れ制限時間帯もあり利用が不便である。

6. 密輸撲滅対策を積極的に行って欲しい。

## 4) 労働法

現在の労働法に関しては、労働者側に有利、経営者側に不利な点が多いため、民間企業の競争力強化の観点から労働法・関連法規の見直しを求める意見が投資家から多く聞かれた。とりわけ、以下のような解雇・退職金、業務委託、長期休暇、最低賃金等の見直しが求められている。

- 解雇の場合でも退職金と勤続功労金、損失補償を支払わなければならない。